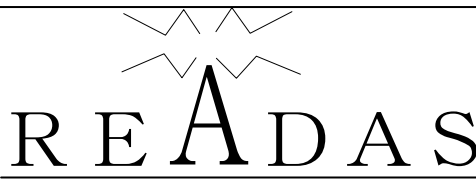


第 4463 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 4月12日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 相続人の法定相続分

Q：相続における法定相続分とはどのようなものなのですか。法定相続分どおり財産を分割しなければならないのですか？

A：相続人の法定相続分は、民法に規定されています。必ずしもこのとおりに分割しなければならないわけではありません。

【解説】

相続人の法定相続分は、相続人が誰かによって違い、民法で次のように定められています。

①相続人が配偶者と子供である場合

配偶者が $1/2$ で子供が $1/2$ となります。なお、子供が2人以上いるときは全員で $1/2$ となります。

②相続人が配偶者と直系尊属である場合

配偶者が $2/3$ で直系尊属が $1/3$ となります。なお、直系尊属が2人以上のときは全員で $1/3$ となります。

③相続人が配偶者と兄弟姉妹である場合

配偶者が $3/4$ で兄弟姉妹が $1/4$ となります。なお兄弟姉妹が2人以上のときは全員で $1/4$ となります。

この場合において、子供、直系尊属、兄弟姉妹が2人以上いるときは、原則として均等になります。

なお、相続財産は、この法定相続分どおりに分けなければならないというものではありませんので、違う割合で分割しても何ら問題はありせん。

